

エネルギーの地産地消促進事業費補助金交付要綱の運用について

1 適用規定

この補助金については、エネルギーの地産地消促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）及び電源立地地域対策交付金交付規則（平成 16 年 2 月 6 日付け文部科学省、経済産業省告示第 2 号）の規定によるほか、この運用の定めるところによる。

2 地域振興事業等

（1）要綱第 4 条第 2 項に規定する地域振興事業等は、次の事業及び当該補助事業による導入設備の維持管理費等（維持管理・修繕等の経費）とする。

① 企業導入・産業活性化事業

- ・当該地域への企業の導入の促進のための事業
- ・当該地域の産業の近代化及び活性化のための事業
- ・当該地域の産業関連技術の振興のための事業
- ・その他当該地域における企業導入・産業活性化に資する事業

② 地域活性化事業

- ・当該地域特有の産品等の開発・普及その他当該地域の産業振興に資する事業
- ・当該地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業
- ・当該地域の人材育成に資する事業
- ・当該地域の観光振興に資する事業
- ・当該地域住民の生活利便性向上に資する事業
- ・その他当該地域における地域活性化のための事業

③ 上記①、②の事業に要する経費に充てる基金を造成するための費用（事業運営、施設整備、維持補修、維持運営に係る基金造成）

④ その他知事が認めるもの

（2）（1）に規定する地域振興事業等の費用は、補助金交付申請時に別紙報告様式 1 を提出することとし、原則、特定契約による買取期間において、交付された補助金額以上を上記（1）の①から④に掲げるもののうち、省エネ・新エネの推進に資する事業に充当するものとする。なお、充当がこれに満たない場合には、別途協議することとする。

3 補助事業の実施状況の報告

補助事業の実施状況については、要綱第 2 3 条に規定する別記第 4 号様式のほか、別紙報告様式 2 を提出するものとする。